

議員が1人でも政党名を表示できる制度の導入に関する陳情

[願意]

船橋市議会において、議員が1人であっても政党名を表示できる制度の導入を認めていただきたく、陳情いたします。
この制度は新たな予算を必要とせず、導入のハードルも高くないと考えます。

[理由]

「無所属」という表記は、以下の2つの意味で使われており、市民の立場からすると非常に紛らわしいです。

- 1) 政党に所属していない議員
- 2) 政党に所属しているが、議会内で1人のみのため、政党名を表示することが認められておらず、「無所属」として扱われる議員

船橋市議会では、上記の2に該当する議員が実際に存在しており、その議員が政党に所属しているか否かを見分けるには、インターネットで調べる必要があります。このような手間を避けるためにも、議員が1人であっても政党名を表示できる制度の導入が望まれます。

「無所属」という表現は、政党に属さず、政党方針に縛られない独立した議員に対して用いるのが本来の趣旨です。
それにもかかわらず、政党に所属している議員が「無所属」と表記されるのは、不自然に感じられます。